世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例の一部改正について

(付議の要旨)

使用料・利用料の見直しに伴い、世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例の一部を 改正する。

1 主旨

平成30年10月に使用料・利用料を改定するため、平成30年第1回区議会定例会に 世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例の一部を改正する条例を提案する。

- 2 改正内容(別紙「新旧対照表」のとおり) 区民サービスの維持に向けて、使用料・利用料の見直し内容に基づき、料金改定を行う。
- 3 今後のスケジュール (予定)

平成30年 2月 福祉保健常任委員会(条例改正案) 平成30年第1回区議会定例会(条例改正案) 公布(同日施行)

10月 料金改定

世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前						
別表(第12条関係)				別表	別表(第12条関係)						
	種別	利用形態	<u>所得割課税</u> <u>額が0円以</u> <u>外の世帯</u> に 属する者	利用料 所得割課税 額が0円の 世帯(均等割 のみ課税世 帯を含む。) に属する者	被保護者		種別	利用形態	<mark>課税世帯</mark> に 属する者	利用料 <mark>非課税世帯</mark> に属する者	被保護者
	1 第2条第1				母子1組に		1 第2条第1				
	号に掲げる事	泊目)	つき	つき	つき		号に掲げる事				
	業を利用する		9,000円	3,000円	0円		業を利用する		6,400円	3,200円	0円
	場合(次項又	宿泊(2	母子1組に	母子1組に	母子1組に		場合(次項又	宿泊(2	母子1組に	母子1組に	母子1組に
	は3の項に定				つき		は3の項に定				
	める場合に該	降)	<u>4,500円</u>	1,500円	0円		める場合に該	降)	3,200円	1,600円	0円
	当するとき	日帰り	母子1組に	母子1組に	母子1組に		当するとき	日帰り	母子1組に	母子1組に	母子1組に
	は、それぞれ				つき		は、それぞれ			つき	
	次項又は3の		3,000円	1,000円	0円		次項又は3の		2,060円	1,030円	0 円
	項に定める額						項に定める額				
	を加算する。)						を加算する。)				
	2 第3条第3	宿泊(1	1人につき	1人につき	1人につき		2 第3条第3	宿泊(1	1人につき	1人につき	1人につき
	項の規定によ	泊目)	3,400円	1,800円	0円		項の規定によ	泊目)	3,400円	1,800円	0 円
	り、事業を利	宿泊(2	1人につき	1人につき	1人につき		り、事業を利	宿泊(2	1人につき	1人につき	1人につき
	用する子の兄		1,700円	900円	0円		用する子の兄	泊目以	1,700円	900円	0円
	又は姉(次項						又は姉(次項				
	に規定する多	日帰り	1人につき	1人につき	1人につき		に規定する多	日帰り	1人につき	1人につき	1人につき
	胎妊娠に係る			600円	i I		胎妊娠に係る		1,000円		

改正後							
	子に該当する						
	者を除く。)						
	が施設を使用						
	する場合						
	3 事業を利用	宿泊(1	1人につき	1人につき	1人につき		
	する子が多胎	泊目)	1,000円	500円	0円		
	妊娠に係る子	宿泊(2	1人につき	1人につき	1人につき		
	の1人である	泊目以	500円	250円	0円		
	場合の当該利	降)					
	用に係る子以	日帰り	1人につき	1人につき	1人につき		
	外の多胎妊娠		250円	120円	0円		
	に係る子が事				·		
	業を利用する						
	場合						
	÷ →						

備考

- 1 <u>この表において「所得割課税額」とは、地方税法(昭和25年</u> 法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割(同法の 規定による特別区民税に係るものを含む。)の額をいう。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1 号に規定する均等割(同法の規定による特別区民税に係るもの を含む。)をいう。
- 3 この表において「被保護者」とは、生活保護法(昭和25年法 律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。

		改正前		
子に該当する				
者を除く。)				
が施設を使用				
する場合				
3 事業を利用	宿泊(1	1人につき	1人につき	1人につき
する子が多胎	泊目)	1,000円	500円	0 円
妊娠に係る子	宿泊(2	1人につき	1人につき	1人につき
の1人である	泊目以	500円	250円	0 円
場合の当該利	降)			
用に係る子以	日帰り	1人につき	1人につき	1人につき
外の多胎妊娠		250円	120円	0 円
に係る子が事				
業を利用する				
場合				

¬1 — >/-

備考

- 1 <u>この表において「課税世帯」とは、事業を利用する日の属する年度の前年度分の区市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に規定する市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいう。次項において同じ。)を</u>課されている世帯をいう。
- 2 <u>この表において「非課税世帯」とは、事業を利用する日の属する年度の前年度分の区市町村民税が課されていない世帯をい</u>う。
- 3 この表において「被保護者」とは、生活保護法(昭和25年法 律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。